（証券コード　3636）
2015年12月１日

株　主　各　位

東京都千代田区永田町二丁目10番３号
株式会社三菱総合研究所
代表取締役社長　　大 森 京 太

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、郵送（書面）又はインターネットにより、2015年12月16日（水曜日）午後５時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
13頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記行使期限までに議決権をご行使ください。

敬具

記

１．日　　時　2015年12月17日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区永田町二丁目10番３号
当社　本社４階会議室

３．会議の目的事項

報 告 事 項

2015年９月期（2014年10月１日から2015年９月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

４．議決権の行使に関する事項

（1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する株主様１名とさせていただきます。

（2）郵送（書面）による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（3）郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

（4）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

【お願い】

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

【お知らせ】

（1）連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mri.co.jp/ir/event/meeting.html）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類である連結計算書類及び計算書類は監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

（2）株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mri.co.jp/ir/event/meeting.html）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、お客様と社会の発展への貢献、価値創造を通じて持続的に成長し、企業価値の向上を図ることを目指しております。株主の皆様への利益還元に当たりましては、安定的な配当を継続的に行いながら、業績や財務健全性のバランス等も総合的に勘案のうえ、配当水準の向上に努めていく方針としております。2015年9月期の期末配当は、上記の考え方を踏まえ、１株につき30円といたしたいと存じます。これにより、中間配当25円を合わせた当年度の配当は、１株当たり55円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及び総額

当社普通株式１株当たり30円

総額　492,716,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2015年12月18日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第２項及び第40条第２項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第30条　＜現行どおり＞
2.　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	2.　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

現行定款	変更案
第31～39条　＜条文省略＞	第31～39条　＜現行どおり＞
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。	（監査役の責任免除） 第40条　＜現行どおり＞
2.　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	2.　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	大森京太（おおもりきょうた） （1948年3月14日生）	1972年４月　株式会社三菱銀行入行 2003年６月　株式会社東京三菱銀行常務取締役 2007年10月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行専務執行役員 2008年６月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役副社長 2010年９月　同社取締役 2010年12月　当社代表取締役社長 現在に至る 〈当社における地位及び担当〉 代表取締役社長 監査室担当 〈重要な兼職〉 三菱総研DCS株式会社取締役会長 NCS＆A株式会社社外取締役	28,900株
2	小野誠英（おのせいえい） （1950年9月10日生）	1975年４月　三菱商事株式会社入社 2009年４月　同社常務執行役員 経営企画本部長 2010年４月　同社常務執行役員 米州副統括（北米）（兼）米国三菱商事会社取締役社長 2011年４月　同社常務執行役員 北米統括（兼）米国三菱商事会社取締役社長 2012年４月　同社常務執行役員 北米統括（兼）北米三菱商事会社取締役社長 2013年６月　同社顧問 2013年10月　当社常勤顧問 2013年12月　当社代表取締役専務 総合リスク管理部長 2014年10月　当社代表取締役専務 コーポレート部門長 2014年12月　当社代表取締役副社長 コーポレート部門長 現在に至る 〈当社における地位及び担当〉 代表取締役副社長、コーポレート部門長	12,700株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	松下岳彦（まつしたたけひこ） （1959年10月26日生）	1983年４月　富士通株式会社入社 1989年１月　当社入社 2006年10月　当社人事部長 2010年３月　当社経営企画部長 2011年９月　当社経営企画部長（兼）シェアドサービスセンター準備室長 2011年12月　当社取締役執行役員 経営企画部長（兼）シェアドサービスセンター準備室長 2012年４月　当社取締役執行役員 経営企画部長（兼）グループ業務部長 2012年10月　当社取締役執行役員 経営企画部長 2013年10月　当社取締役執行役員 人事部長 2014年10月　当社取締役執行役員 コーポレート部門長補佐 人事部長 2015年10月　当社取締役執行役員 コーポレート部門副部門長 現在に至る 〈当社における地位及び担当〉 取締役執行役員、コーポレート部門副部門長	5,600株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	畔柳信雄（くろやなぎのぶお） （1941年12月18日生）	1965年４月　株式会社三菱銀行入行 2004年６月　株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役社長 株式会社東京三菱銀行頭取 2005年10月　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 取締役社長 2006年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行頭取 2008年４月　同行取締役会長 2009年12月　当社取締役 現在に至る 2012年４月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行相談役 2014年４月　同行特別顧問 現在に至る 〈当社における地位及び担当〉 社外取締役 〈重要な兼職〉 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行特別顧問 三菱重工業株式会社社外取締役（監査等委員） 本田技研工業株式会社社外取締役 東京海上日動火災保険株式会社社外取締役 株式会社東京會舘社外監査役	3,600株
5	佐々木幹夫（ささきみきお） （1937年10月8日生）	1960年４月　三菱商事株式会社入社 1998年４月　同社取締役社長 2004年４月　同社取締役会長 2010年６月　同社取締役 相談役 2010年12月　当社取締役 現在に至る 2011年６月　三菱商事株式会社相談役 現在に至る 〈当社における地位及び担当〉 社外取締役 〈重要な兼職〉 三菱商事株式会社相談役 三菱電機株式会社社外取締役 三菱自動車工業株式会社社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役	4,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	佃（つくだ） 和夫（かずお） （1943年9月1日生）	1968年４月　三菱重工業株式会社入社 2003年６月　同社取締役社長 2008年４月　同社取締役会長 2010年12月　当社取締役 現在に至る 2013年４月　三菱重工業株式会社取締役相談役 2013年６月　同社相談役 現在に至る 〈当社における地位及び担当〉 社外取締役 〈重要な兼職〉 三菱重工業株式会社相談役 三菱商事株式会社社外取締役 京阪電気鉄道株式会社社外取締役 株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員） ファナック株式会社社外取締役	5,900株
7	曽田（そた） 多賀（たが）子 （1941年7月27日生）	1967年４月　弁護士登録、栄木忠常法律事務所入所 1975年４月　曽田法律事務所設立 現在に至る 1991年４月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官 1998年５月　法務省法制審議会商法部会委員 1999年４月　中央大学客員講師 2000年11月　中央労働委員会公益委員 2008年６月　日本女性法律家協会会長 2012年12月　当社取締役 現在に至る 〈当社における地位及び担当〉 社外取締役 〈重要な兼職〉 曽田法律事務所代表	600株

１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者畔柳信雄、佃　和夫及び曽田多賀子の３氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、畔柳信雄、佃　和夫及び曽田多賀子の３氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．上記３氏を社外取締役候補者とした理由等は以下のとおりであります。
（1）畔柳信雄氏については、長年にわたる金融機関の経営者としての幅広い経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、社外取締役候補者として推薦するものです。
（2）佃　和夫氏については、長年にわたる製造業の経営者としての豊富な経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、社外取締役候補者として推薦するものです。
（3）曽田多賀氏については、会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたる弁護士活動を通じた企業法務や経営実務に関する幅広い知識と経験に基づき、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、社外取締役候補者として推薦するものです。
4．畔柳信雄氏が株式会社池田泉州銀行の社外取締役在任中に、同社において、職員による顧客の当座貸越極度枠を悪用した不正出金事件が2011年３月に、職員による顧客預金の着服事件が2011年６月に、それぞれ判明しました。同氏は、事前には当該各事件について認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において法令遵守に関する様々な提言を行っており、事後においてはチェック態勢強化等の再発防止策及び職員教育の充実等について積極的に助言を行いました。
5．社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、畔柳信雄氏は６年、佃　和夫氏は５年、曽田多賀氏は３年となります。
6．当社は、畔柳信雄、佐々木幹夫、佃　和夫及び曽田多賀の４氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。なお、畔柳信雄、佃　和夫及び曽田多賀の３氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、佐々木幹夫氏が選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、同氏との間においても、同内容の契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役樋口公啓氏及び上原治也氏は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	上原治也（うえはらはるや） （1946年7月25日生）	1969年４月　三菱信託銀行株式会社入社 2004年４月　同社取締役社長 2004年６月　株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役会長 2005年10月　三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役副会長 2008年８月　三菱UFJ信託銀行株式会社取締役会長 2011年12月　当社監査役 現在に至る 2012年４月　三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問 現在に至る 〈当社における地位〉 社外監査役 〈重要な兼職〉 三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問 株式会社ニコン社外監査役 株式会社小糸製作所社外取締役	1,000株
2	※ 松尾憲治（まつおけんじ） （1949年6月22日生）	1973年４月　明治生命保険相互会社入社 2005年12月　明治安田生命保険相互会社代表取締役社長 2006年７月　同社取締役代表執行役社長 2013年７月　同社代表執行役 2013年７月　同社特別顧問 現在に至る 〈重要な兼職〉 明治安田生命保険相互会社特別顧問 株式会社ニコン社外取締役 株式会社三菱東京UFJ銀行社外監査役 三菱地所株式会社社外監査役	－

1．※印は、新任候補者であります。
2．各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．監査役候補者上原治也氏び松尾憲治の両氏は、社外監査役候補者であります。当社は、上原治也氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、松尾憲治氏を新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4．上記両氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
（1）上原治也氏については、金融機関の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、社外監査役候補者として推薦するものです。
（2）松尾憲治氏については、生命保険会社の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監督等、適切な役割を期待できることから、社外監査役候補者として推薦するものです。
5．社外監査役候補者上原治也氏の当社社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、４年となります。
6．当社は、上原治也氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、松尾憲治氏が選任された場合、同氏との間においても、同内容の契約を締結する予定であります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて
（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）
※「ｉモード」は（株）ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
（2）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（ＳＳＬ通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
（4）インターネットによる議決権行使は、2015年12月16日（水曜日）の午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について
（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
（1）郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

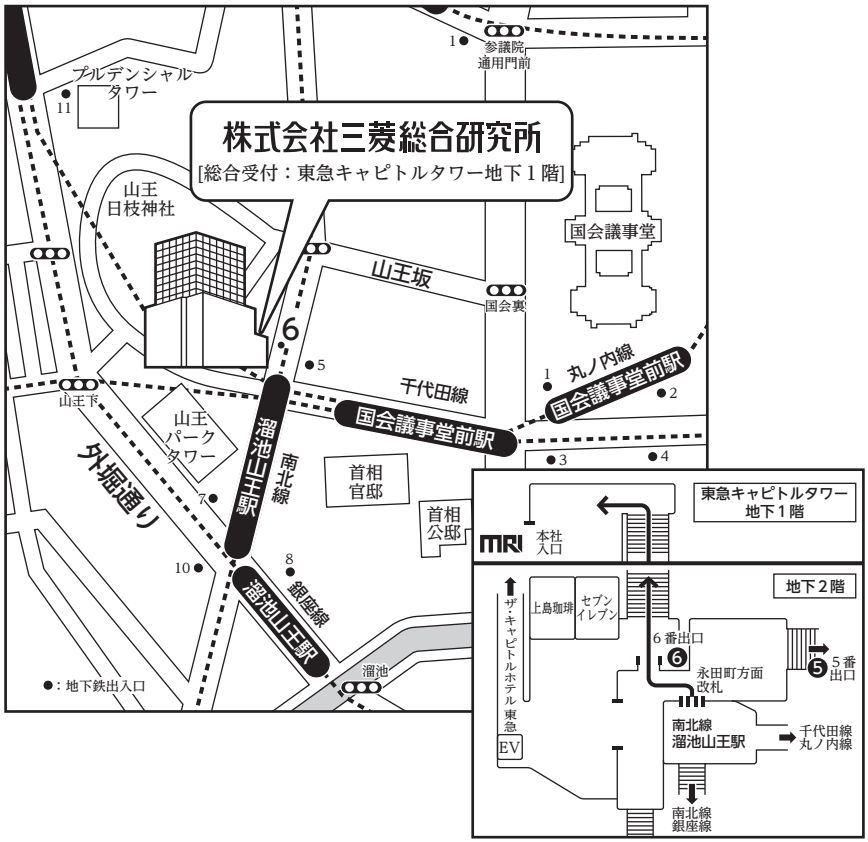
システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区永田町二丁目10番３号
当社　本社４階会議室



交通　・東京メトロ千代田線　国会議事堂前駅　「永田町方面改札」　直結
・東京メトロ南北線　溜池山王駅　「永田町方面改札」　直結
（お願い）
＊東京メトロ国会議事堂前駅及び溜池山王駅の「永田町方面改札」を左に出ますと、「東急キャピトルタワー」地下２階に直結しています。地下２階から地下１階までエスカレーターをご利用ください。
地下１階で係の者に議決権行使書用紙をご提示ください。入館証をお渡ししますので、地下１階からエレベーターで４階までお上がりください。

＊駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。